

平成 23 年度 ごせん乗合タクシー「さくら号」の実施計画(案)

1. 運行形態

- (1) 運行の効率化及び収支率の改善に向け、委託内容等の見直しを検討する。
- (2) 現在の道路運送法第 21 条による区域乗合運行から、道路運送法第 4 条による区域乗合運行へ移行する。

2. 予約・利用方法

利便性の向上に向け、利用状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、見直しを検討する。

3. 運行エリア

利便性の向上及び運行の効率化に向け、利用状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、見直しを検討する。

4. 運行日・運行時間

- (1) 医療機関の開業日等にあわせ、年末年始の運休日を縮小する。

運休日	現 行	改 正 後
年末年始	12 月 29 日～1 月 3 日	12 月 31 日～1 月 3 日

- (2) 利便性の向上及び運行の効率化に向け、利用状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、見直しを検討する。

5. 運賃・割引

- (1) 利用促進を図るため、通常運賃よりも割安な障害者用の回数券を発行する。
- (2) 販売は、「さくら号」運行事業者の市内営業所、「さくら号」の車内、村松駅、五泉商工会議所、村松商工会、五泉市役所の企画政策課・地域振興課・売店で行う。
- (3) 販売時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳により確認する。
なお、手帳の交付を受けている者であれば、障害の程度は問わないこととする。
- (4) 払い戻しについては、未使用の場合のみ可とし、販売店で全額を払い戻す。

	項 目	金 額
回数券 (障害者用)	2,700 円券 (270 円×11 枚綴り)	1 綴り 2,700 円
	1,350 円券 (135 円×11 枚綴り)	1 綴り 1,350 円

6. アンケート調査

利用者の満足度や需要などを把握するため、次のとおり実施する。

- ① 年1回実施（時期未定）。
- ② 1週間連続で全ての便の利用者に対し、アンケート用紙を配付・回収する。